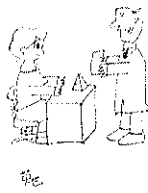


11月10日から 施行された住民基本台帳法

住民基本台帳法

はやくから国の方で検討されてきました住民基本台帳法は、この十一月十日から実施されることとなり、市役所の窓口で取扱っています住民の異動などの手続きは、一つの窓口ですすすことができるようになりました。
そのあらずじはつぎのようなものです

住民異動届などの手続きが 一部変わりました。



これまでほかの市町村から入って来たとき(転入)、市内で家を変ったとき(転居)、または世帯に異動を生じたとき(変更)、海外へ移住する場合(国外移住)にそれぞれその届け出をするように定められていました。住民登録法を基として、十一月十日から住民基本台帳法が施行されました。この新制度は、いままでのように住民が異動をするとき、お米の保有配給の有無、国民健康保険や国民年金への加入、脱退、選挙権などの手続きを一度の届け出にまとめますようにしようとするもので、これまでのように住民の異動にともなういろいろの届け出の不合理を改善し、住民サービスの向上と事務の効率化をはか

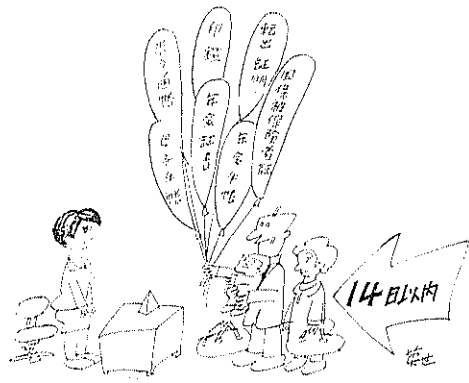
る目的で行なわれたものです。

ところで施行の日から直ちに完全実施はできないので、四十四年三月三十一日までに完全なうちの住民基本台帳を作らなければならないことになっております。

ところで将来は選挙人名簿への登録についても、住民基本台帳の記録にもとずいて行なわれるように改められることになりませんが、その実施は四十二年七月二十五日から起算して、二年をこえない範囲において政令で定められることになっております。また、字令簿の編製も四十四年四月一日から新台帳にもとずいて

新しい制度は 一つの窓口で

▽ほかの市町村へ出てゆくときには……転出届
これまでの住民登録の制度ではきめられてなかったものですが、他の市町村へ転出される方は、まえもって、その予定年月日や転出先などを市役所(市民課)または支所に届け出てください。



転入した日から十四日以内に、市役所(市民課)または支所へ届け出なければなりません。

▽世帯主が変わったときなどは……世帯変更届

世帯主が変わったり、世帯が分かれたり、他の世帯と一緒に変わったときは、十四日以内に世帯変更届をしなければなりません。

▽そのほかの届けは……

国民健康保険や国民年金の被保険者として資格の取得、喪失、変更などがあつたときは、十四日以内に届け出る必要があります。

▽届け出をするときにいるものは……

▼印鑑(はん)

▼茶藪通帳

▼転出証明書(転入届をする方のみ)

▼国民健康保険被保険者証(関係に加入している方、及びすでに関係に加入している世帯のなかへ新しく関係の資格を取得し加入しようとするとき、または喪失したとき)

▼国民年金手帳(国民年金に加入している方のみ)

▼国民年金証書(国民年金を受給している方のみ)

(四画面下段へ)